

○大阪広域環境施設組合エネルギー管理要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日
改正 令和 元 年 10 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）に基づき、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）におけるエネルギーの使用の合理化等を進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(エネルギー管理統括者)

第2条 法第8条第1項に規定するエネルギー管理統括者（以下「統括者」という。）は、事務局長をもって充てる。

(エネルギー管理企画推進者)

第3条 法第9条第1項に規定するエネルギー管理企画推進者（以下「企画推進者」という。）は、施設部長をもって充てる。

2 企画推進者は、統括者を補佐するとともに、組合の工場、ルシアス庁舎及び北港事務所（以下「工場等」という。）におけるエネルギーの使用の合理化等に関する業務を総合的に進めるために必要な指導、助言又は調整を行う。

(推進体制)

第4条 工場等におけるエネルギーの使用の合理化等を進めるため、工場等にエネルギー管理施設企画者（以下「施設企画者」という。）及びエネルギー管理施設主任（以下「施設主任」という。）を置く。

2 施設企画者は、当該工場等の長をもって充てる。
3 施設主任者は、当該工場等に勤務する職員の内から施設企画者が任命する。
4 施設企画者は、施設主任を任命又は解任したときは、速やかにその氏名等を、エネルギー施設管理主任任命・解任届出書（第1号様式）により統括者に報告しなければならない。

(エネルギー管理施設企画者の職務)

第5条 施設企画者は、当該工場等におけるエネルギー管理に係る業務を統括する。

2 施設企画者は、統括者の求めに応じ、エネルギーの使用の合理化等に関し必要な措置を取らなければならない。

(エネルギー管理施設主任の職務)

第6条 施設主任は、施設企画者を補佐するとともに、当該工場等におけるエネルギーの使用の合理化等に関する業務を具体的に進めなければならない。

(エネルギー管理連絡調整会議)

第7条 統括者は、エネルギーの使用の合理化等の推進について工場等相互間の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、エネルギーの使用の合理化等に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催するものとする。

2 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、統括者が定める。

(中長期計画書、定期報告書)

第8条 施設企画者は、工場等について、法第15条に規定する中長期的な計画の作成及び法第16条に規定する定期の報告の作成に必要な資料を統括者に提出しなければならない。

(工場等におけるエネルギーの年度使用量の報告)

第9条 企画推進者は、工場等におけるエネルギーの年度使用量（法第7条第2項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量をいう。以下同じ。）に係る資料を集約し、統括者に提出しなければならない。

2 施設企画者は、当該工場等についての前項の資料を、企画推進者に提出しなければならない。

(管理標準)

第10条 統括者は、工場等における包括的な管理標準（平成25年経済産業省告示第268号に規定する管理標準をいう。以下同じ。）を設定する。

2 施設企画者は、統括者の指導・助言のもと、当該工場における管理標準を設定する。

(エネルギー管理台帳)

第11条 統括者、企画推進者及び施設企画者は、当該工場等におけるエネルギーの使用の合理化等に関する事項を記載した台帳（以下「エネルギー管理台帳」という。）を整備する。

2 エネルギー管理台帳は、次表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

エネルギー管理統括者	第2号様式
エネルギー管理企画推進者	第2・3号様式
エネルギー管理施設企画者	第3号様式

(記録の保存等)

第12条 統括者及び施設企画者は、エネルギーの使用の合理化等に関する業務の記録書類を整備し、当該書類について法令に定めがあるものを除くほか、書類の種類に応じて必要な期間保存しなければならない。

(職員以外の者の施設使用)

第13条 施設企画者は、当該工場等を職員以外の者に使用させようとするときは、管理標準を遵守させなければならない。

(事務局)

第14条 中長期計画書・定期報告書の提出等、法に定められた業務を遂行する実務的な業務の取りまとめの事務局は、総務課とする。

(施行の細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、統括者が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。